



やちだも

自治労剣淵町職員労働組合
第4号 (2015.10.14 発行)
発行責任者 組織・教育宣伝部長

2015人事院勧告 月例給、一時金ともに昨年に引き続き引き上げ

【今年の給与勧告のポイント】

- ①民間給与との較差 1,469 円 (0.36%) を埋めるため、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げ
- ②一時金を引き上げ (0.10 月分)、勤勉手当に配分

月例給と一時金ともに2年連続で引き上げ勧告を行うのは、1990・91年以來24年ぶりのようです。

しかし、俸給表は平均0.4%引き上げ改定としたものの、**月例給較差のうち、実際に俸給表へ配分されることになる原資は280円にとどまり**、1,156円は「給与制度の総合的見直し」による地域手当引上げの前倒し(2015年4月に遡及して実施)改定に配分し地域間格差をさらに拡大することとなりました。総合的見直しによる現給保障期間であるため、俸給表をプラス改定しても原資を十分に活用することができず、引き上げ効果が表れない結果となっているが、本来であれば、官民較差は基本給である俸給表の引き上げで解消すべきです。**地方公務員の場合、75%が地域手当の非支給地であることから、剣淵町職労としても納得できるものではありません。**

公平に分配されるべき「官民較差」が、霞ヶ関や都市部に集中される結果となったので、その分を剣淵町職労として、どう獲得していくかが賃金確定闘争の争点の一つになっていくと思います。

今後の予定として、『2015秋期闘争』における職場班討議を20日(火)までに行うこととしております。各職場班においては要求書の提出に向けた議論をお願いします。

闘争日程等については、今後の執行委員会等を経てご連絡いたしますのでよろしくお願い申し上げます。